

別表2 生活環境の保全に関する環境基準
1 (1) 河川 (湖沼を除く)

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	20CFU/100ml以下	第1の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU /100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	1,000CFU /100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—	
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0以上8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/l以上	—	
測定方法		規格 K0102-112 に定める方法又は ガラス電極を用いる 水質自動監視測定装置 によりこれと同程度 の計測結果の得られる 方法	規格 K0102-118 に定める方法	付表8に掲げる 方法	規格 K0102-121.2 、21.3、21.4 及び 21.5 に定める 方法又は隔膜電極若 しくは光学式センサ を用いる水質自動監視 測定装置によりこれ と同程度の計測結果 の得られる方法	規格 K0102-55.6.2 (5.6.2.7は除く。) に定める方法 (ただし、試料採取 後直ちに試験ができ ないときは、0~5℃ (凍結させない)の 暗所に保存し、9時 間内に試験すること が望ましく、12時間 以内に試験する。)	
備考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値 (年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目 (nは日間平均値のデータ数) のデータ値 (0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/l 以上とする (湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう (湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 水道1級を利用目的としている地点 (自然環境保全を利用目的としている地点を除く。) については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。</p> <p>5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない (湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>6 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準
1 (1) 河川 (湖沼を除く)

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.001 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	第 1 の 2 の (2) に より水域類型ごと に指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.0006 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下	
測定方法		規格 K0102-312.2、 12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 K0102-46.2.5 に 定める方法	X
備考 1 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)					

■公共用水域

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (ME P)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/l 以下 (※)

※PFOS 及び PFOA の合計値とする。

■地下水

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (ME P)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
—	—
—	—
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/l 以下 (※)

※PFOS 及び PFOA の合計値とする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/l 以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は付表 1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法
鉛	0.01 mg/l 以下	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/l 以下	規格 K0102-3 24.3（24.3.3 及び 24.3.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の 1 及び 2 に掲げる場合にあつては、それぞれ 1 及び 2 に定めるところによる。） 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合（24.3.3.4 の b）による場合に限る。 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/l）増加するように六価クロム標準溶液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、規格 K0170-7 7 の a）又は b）に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/l 以下	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/l 以下	付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/l 以下	付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/l 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/l 以下	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/l 以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は 5.2（蒸

		留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。) 及び 5.5 に定める方法
ほう素	1 mg/l 以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	付表 7 に掲げる方法
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。		

11月度 甲賀市公共水域水質結果（生活環境項目）

地点名			土山					分析（検定）方法
			1 野洲川上流	2 大日川	3 稲川	4 山中川	5 笹路川・田村川上流	
条件等	採水年月日	—	R7. 11. 17	R7. 11. 17	R7. 11. 18	R7. 11. 17	R7. 11. 17	
	当日天候	—	晴	晴	曇	晴	晴	
	採水時刻	開始時	8:45	15:35	11:15	10:12	9:48	
	採水前々日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	気象庁土山観測所 参照
	採水前日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	気象庁土山観測所 参照
	採水日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	気象庁土山観測所 参照
	気温	℃	12.1	14.9	10.5	15.1	13.7	JIS K 0102-1 6.2
	水温	℃	11.9	14.1	15.0	10.9	12.9	JIS K 0102-1 6.3
	流量	m ³ /sec	1.5	0.057	0.077	0.071	0.14	JIS K 0094 8.4
特記事項	河川の状況	色相	無色	無色	無色	無色	無色	JIS K 0102-1 7
		外観	透明	透明	透明	透明	透明	JIS K 0102-1 7
		臭気等	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	JIS K 0102-1 11.2
	周辺の状況	工事等						
	その他特記事項							
生活環境項目	pH	—	7.5	7.2	7.2	7.8	7.9	JIS K 0102-1 12
	DO	mg/l	11	10	12	11	11	JIS K 0102-1 21.2
	BOD	mg/l	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	JIS K 0102-1 18(21.4)
	COD	mg/l	1.0	0.9	2.5	1.0	0.5	JIS K 0102 17
	SS	mg/l	<1	<1	1	<1	1	昭和46年環告第59号付表8
	大腸菌数	CFU/100ml	130	11	55	160	350	JIS K 0102-5 5.6.2
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	JIS K 0102-1 22.5
	T-N（全窒素）	mg/l	0.39	1.5	1.8	0.94	0.30	JIS K 0102-2 17.5
	T-P（全磷）	mg/l	0.016	0.022	0.056	0.003	0.006	JIS K 0102-2 18.4
	Zn（全亜鉛）	mg/l	0.001	0.008	0.012	0.002	0.004	JIS K 0102-3 12.4
汚濁負荷量	BOD負荷量	kg/day	63.24	2.46	3.99	3.07	6.18	濃度×流量
	COD負荷量	kg/day	126.49	4.43	16.63	6.13	6.18	
	T-N負荷量	kg/day	49.33	7.39	11.98	5.77	3.71	
	T-P負荷量	kg/day	2.02	0.11	0.37	0.02	0.07	
評価	水道用	—	2級	1級	2級	2級	3級	
	水産用	—	1級	1級	1級	1級	2級	
	類型	—	A	AA	A	A	B	

11月度 甲賀市公共水域水質結果（生活環境項目）

地点名			土山			甲賀		分析（検定）方法
			6 田村川下流	7 次郎九郎川下流	8 大谷池	9 和田川	10 次郎九郎川上流	
条件等	採水年月日	—	R7. 11. 17	R7. 11. 17	R7. 11. 17	R7. 11. 17	R7. 11. 17	
	当日天候	—	晴	晴	晴	晴	晴	
	採水時刻	開始時	10:48	14:22	16:02	14:56	12:00	
	採水前々日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	気象庁土山観測所 参照
	採水前日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	気象庁土山観測所 参照
	採水日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	気象庁土山観測所 参照
	気温	℃	15.7	15.1	14.2	15.2	14.1	JIS K 0102-1 6.2
	水温	℃	13.5	11.9	13.8	9.9	9.9	JIS K 0102-1 6.3
	流量	m ³ /sec	0.46	0.016	—	0.066	0.006	JIS K 0094 8.4
特記事項	河川の状況	色相	無色	無色	淡黄色	無色	無色	JIS K 0102-1 7
		外観	透明	透明	透明	透明	透明	JIS K 0102-1 7
		臭気等	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	JIS K 0102-1 11.2
	周辺の状況	工事等						
	その他特記事項							
生活環境項目	pH	—	7.8	8.0	7.1	7.6	7.7	JIS K 0102-1 12
	DO	mg/l	11	10	4.8	10	9.9	JIS K 0102-1 21.2
	BOD	mg/l	<0.5	<0.5	0.8	<0.5	<0.5	JIS K 0102-1 18(21.4)
	COD	mg/l	0.8	3.0	8.0	3.0	3.5	JIS K 0102 17
	SS	mg/l	<1	1	3	2	2	昭和46年環告第59号付表8
	大腸菌数	CFU/100ml	49	160	3	170	81	JIS K 0102-5 5.6.2
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	JIS K 0102-1 22.5
	T-N（全窒素）	mg/l	0.49	0.39	0.83	0.42	1.5	JIS K 0102-2 17.5
	T-P（全磷）	mg/l	0.013	0.022	0.050	0.043	0.012	JIS K 0102-2 18.4
Zn（全亜鉛）	mg/l	0.003	0.007	0.003	0.003	0.002	JIS K 0102-3 12.4	
汚濁負荷量	BOD負荷量	kg/day	19.87	0.69	—	2.85	0.26	濃度×流量
	COD負荷量	kg/day	31.80	4.15	—	17.11	1.81	
	T-N負荷量	kg/day	19.47	0.54	—	2.40	0.78	
	T-P負荷量	kg/day	0.52	0.03	—	0.25	0.01	
評価	水道用	—	2級	2級	—	2級	2級	
	水産用	—	1級	1級	—	1級	1級	
	類型	—	A	A	D以下	A	A	

11月度 甲賀市公共水域水質調査結果（健康項目等・要監視項目）

地点名		土山						甲賀		分析（検定）方法
		2 大日川	5 笹路川・田村川上流	6 田村川下流	7 次郎九郎川下流	8 大谷池	9 和田川	10 次郎九郎川上流		
条件等	採水年月日	開始時	R7.11.17	R7.11.17	R7.11.17	R7.11.17	R7.11.17	R7.11.17	R7.11.17	
	当日天候	—	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
	採水時刻	開始時	15:35	9:48	10:48	14:22	16:02	14:56	12:00	
	採水前々日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	*地域気象観測所（土山）参照
	採水前日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	*地域気象観測所（土山）参照
	採水日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	*地域気象観測所（土山）参照
	気温	℃	14.9	13.7	15.7	15.1	14.2	15.2	14.1	JIS K 0102-1 6.2
水温	℃	14.1	12.9	13.5	11.9	13.8	9.9	9.9	JIS K 0102-1 6.3	
特記事項	河川の状況	色相	無色	無色	無色	無色	淡黄色	無色	無色	JIS K 0102-1 7
		外観	透明	透明	透明	透明	透明	透明	透明	JIS K 0102-1 7
	周辺の状況	臭気等	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	JIS K 0102-1 11.2
		工事等								
健康項目等	カドミウム(Cd)	mg/l	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003	—	—	<0.0003	JIS K 0102-3 14.4
	全シアン(CN)	mg/l	不検出(0.1未満)	—	不検出(0.1未満)	不検出(0.1未満)	—	—	不検出(0.1未満)	JIS K 0102-2 9.3.2及び9.5
	鉛(Pb)	mg/l	<0.005	—	<0.005	<0.005	—	—	<0.005	JIS K 0102-2 13.4
	六価クロム(Cr6+)	mg/l	<0.002	—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	JIS K 0102-3 24.3.5
	砒素(As)	mg/l	<0.005	—	<0.005	<0.005	—	—	<0.005	JIS K 0102-3 20.4
	総水銀(T-Hg)	mg/l	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	—	—	<0.0005	昭和46年環境庁告示第59号付表2
	アルキル水銀(R-Hg)	mg/l	不検出(0.0005未満)	—	不検出(0.0005未満)	不検出(0.0005未満)	—	—	不検出(0.0005未満)	昭和46年環境庁告示第59号付表1
	P C B	mg/l	不検出(0.0005未満)	—	不検出(0.0005未満)	不検出(0.0005未満)	—	—	不検出(0.0005未満)	昭和46年環境庁告示第59号付表4
	ジクロロメタン	mg/l	<0.002	—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	JIS K 0125 5.2
	四塩化炭素	mg/l	<0.0002	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	JIS K 0125 5.2
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	—	<0.0004	<0.0004	—	—	<0.0004	JIS K 0125 5.2
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	JIS K 0125 5.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	—	<0.004	<0.004	—	—	<0.004	JIS K 0125 5.2
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.002	—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	JIS K 0125 5.2
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	—	<0.0006	<0.0006	—	—	<0.0006	JIS K 0125 5.2
	トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	—	<0.001	<0.001	—	—	<0.001	JIS K 0125 5.2
	テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	—	—	<0.0005	JIS K 0125 5.2
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	JIS K 0125 5.2
	チウラム	mg/l	<0.0006	—	<0.0006	<0.0006	—	—	<0.0006	昭和46年環境庁告示第59号付表5
	シマジン	mg/l	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003	—	—	<0.0003	昭和46年環境庁告示第59号付表6
	チオベンカルブ	mg/l	<0.002	—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	昭和46年環境庁告示第59号付表6
	ベンゼン	mg/l	<0.001	—	<0.001	<0.001	—	—	<0.001	JIS K 0125 5.2
	セレン(Se)	mg/l	<0.002	—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	JIS K 0102-3 26.3
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	1.3	—	0.39	0.29	—	—	0.84	JIS K 0102-2 14.3及び15.7	
フッ素化合物(F)	mg/l	0.08	—	0.08	0.28	—	—	0.16	JIS K 0102-2 5.2及び5.3	
ほう素(B)	mg/l	0.01	—	0.02	0.16	—	—	0.22	JIS K 0102-3 5.5	
全亜鉛(Zn)	mg/l	0.008	—	0.003	0.007	—	—	0.002	JIS K 0102-3 12.4	
1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	—	<0.005	<0.005	—	—	<0.005	昭和46年環境庁告示第59号付表7	
要監視項目	イソキサチオン	mg/l	—	<0.0008	<0.0008	—	<0.0008	<0.0008	—	平成5年環水規121号付表1
	ダイアジノン	mg/l	—	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	—	平成5年環水規121号付表1
	フェニトロチオン	mg/l	—	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003	—	平成5年環水規121号付表1
	イソプロチオラン	mg/l	—	<0.004	<0.004	—	<0.004	<0.004	—	平成5年環水規121号付表1
	オキシシン銅	mg/l	—	<0.004	<0.004	—	<0.004	<0.004	—	平成5年環水規121号付表2
	クロタロニル	mg/l	—	<0.005	<0.005	—	<0.005	<0.005	—	平成5年環水規121号付表1
	プロピザミド	mg/l	—	<0.0008	<0.0008	—	<0.0008	<0.0008	—	平成5年環水規121号付表1
	E P N	mg/l	—	<0.0006	<0.0006	—	<0.0006	<0.0006	—	平成5年環水規121号付表1
	ジクロロボス	mg/l	—	<0.0008	<0.0008	—	<0.0008	<0.0008	—	平成5年環水規121号付表1
	フェノブカルブ	mg/l	—	<0.003	<0.003	—	<0.003	<0.003	—	平成5年環水規121号付表1
	イプロベンホス	mg/l	—	<0.0008	<0.0008	—	<0.0008	<0.0008	—	平成5年環水規121号付表1
	クロルニトロフェン	mg/l	—	<0.0001	<0.0001	—	<0.0001	<0.0001	—	平成5年環水規121号付表1

11月度 甲賀市公共水域水質結果 (PFAS)

地点名		土山		水口		分析 (検定) 方法
		11 野洲川中流	12 野洲川下流	13 杣川下流		
条件等	採水年月日	—	R7. 11. 18	R7. 11. 18	R7. 11. 18	
	当日天候	—	曇	曇	曇	
	採水時刻	開始時	10:30	12:13	13:18	
	採水前々日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	気象庁土山観測所 参照
	採水前日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	気象庁土山観測所 参照
	採水日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	気象庁土山観測所 参照
	気温	℃	11.9	10.2	11.2	JIS K 0102-1 6.2
	水温	℃	14.2	12.1	12.8	JIS K 0102-1 6.3
	流量	m ³ /sec	1.3	2.4	1.5	JIS K 0094 8.4
特記事項	河川の状況	色相	無色	無色	無色	JIS K 0102-1 7
		外観	透明	透明	透明	JIS K 0102-1 7
		臭気等	無臭	無臭	無臭	JIS K 0102-1 11.2
	周辺の状況	工事等				
	その他特記事項					
PFAS	PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)	ng/l	<1	<1	1	令和2年環水大水発 第2005281号・2005282号 付表1
	PFOA (ペルフルオロオクタン酸)	ng/l	1	2	4	令和2年環水大水発 第2005281号・2005282号 付表1